

三条市の工業

－ 平成 24 年工業統計調査から －

新潟県三条市

はじめに

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的に、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計として経済産業省により実施されています。

この結果書は「平成 24 年工業統計調査」の結果により本市分をまとめたものです。本書が本市の工業に関する基礎資料として、各種の行政施策、企業経営、学術研究、教育分野に広くご活用いただければ幸いです。

終わりに、この調査にご協力いただきました皆様に厚く御礼を申し上げますとともに今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

三条市長 國定 勇人

目 次

利用される方へ	1
調査結果の概要(従業者4人以上の事業所)	9
1 概況	9
2 三条市の製造業の推移	9
3 事業所数	11
4 従業者数	13
5 製造品出荷額等	15
6 付加価値額	17
統計表(従業者4人以上の事業所)	19
第1表 県内20市統計表	20
第2表 産業中分類別・従業者規模別統計表	22
第3表 産業細分類別統計表	34
第4表 金属関係業種の製造品目別算出事業所数及び出荷額	41
第5表 町名別結果表	50
第6表 工業用水統計表(事業所敷地面積及び建築面積)(従業者30人以上)	54
第7表 工業用水統計表(1日当たり水源別用水量)(従業者30人以上)	54
付録	巻末
平成24年工業統計調査 工業調査票 甲	
平成24年工業統計調査 工業調査票 乙	

利用される方へ

1 工業統計調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される。

(3) 調査の期日

平成24年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に掲げる大分類E－製造業に属する事業所(国に属する事業所及び3人以下の事業所を除く)について行う。

※ 平成20年調査以前は、西暦末尾0、3、5及び8年については全数調査を実施していた。

※ 実施年は、経済センサスの前の年を除く毎年

(5) 調査票

二種類の調査票を使用した。

ア 「工業調査票 甲」・・・従業者30人以上の事業所が対象

イ 「工業調査票 乙」・・・従業者29人以下の事業所が対象

(6) 調査項目

巻末調査票記載のとおり。

(7) 調査の方法

工業統計調査は、工業統計調査員(本社一括調査及び国直轄事業所調査については経済産業大臣)が配布する調査票(従業者30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社または本店を除く)については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く)については「工業調査票乙」を用い、報告者(事業所の管理責任者(本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者。))の自計により行っている。

(8) 産業分類格付

事業所の製造品目あるいは賃加工品目が1つの場合はその品目により、また2種類以上の場合には産出品目のうち製造品目出荷額あるいは加工賃収入額が最も高い品目により格付けした。

同一事業所が製造品目等のウエイトの変動により前年と異なった業種に格付けされる場合や、事業内容の転換で製造業になったり、他の産業へ移ったりすることにより、製造出荷額等が著し

く変動する場合もあるので、利用する上で注意を要する。

2 集計項目の説明

(1) 事業所数

平成24年12月31日現在の数値である。なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、1区画を占めて主として製造または加工を行っているものをいう。ただし、調査日現在休業中、操業準備中、操業開始後未出荷の各事業所については集計の対象としていない。

(2) 従業者数

平成24年12月31日現在の数値である。なお、従業者とは、常用労働者、個人業主及び無給家族従業者と臨時雇用者の計をいうが、本書でいう従業者数は、臨時雇用者を除いたものである。

ア 常用労働者とは、次のいずれかのものをいう。

(ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者

(ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業等からの出向従業者などで上記(ア)(イ)に該当する者

(エ) 重役、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

(オ) 従業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

イ 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

ウ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額

平成24年1年間に、常用労働者のうち雇用者(「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。)に対して支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額(派遣会社への支払い額を含む。)、臨時雇用者に対する給与及び他企業に出向させている者に対する負担額等である。

(4) 原材料使用額等

平成24年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入れ額であり、消費税額を含んでいる。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。また、下

- 請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。
- イ 燃料使用額とは、生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費である。
 - ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。
 - エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の事業所に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。
 - オ 製造等に関連する外注費(平成19年調査から項目追加)とは、派遣、委託生産費以外のもので、生産設備の保守・点検、機械の操作等、事業所収入に関係する直接的な外注費である。
 - カ 転売した商品の仕入額(平成19年調査から項目追加)とは、他の事業所(同一企業内に属する事業所を含む。)から仕入れて又は受け入れてそのまま販売した商品の売上に対応した仕入額である。

(5) 製造品出荷額等

平成24年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額、その他の収入額の合計である。(消費税等内国消費税を含む。)

- ア 製造品出荷額とは、工場出荷金額とし、積込料、運賃、保険料及びその他の諸経費を除いた金額である。また、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものを含んでいる。
- イ 加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する原材料又は製品(半製品を含む。)を加工して引き渡したものに対して、受け取った、又は受け取るべき加工賃である。
- ウ その他の収入額(平成19年調査から追加項目)とは、製造品出荷額、加工賃収入額以外の収入をいい、修理料収入、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入、転売収入等である。ただし、知的財産収入、利子・配当、為替差益等の事業外収入及び財産売却収入は除く。

(6) 製造品在庫額、半製品・仕掛品在庫額及び原材料・燃料在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品を含んでいる。

(7) 生産額、付加価値額及び粗付加価値額

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)
＋(半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額)

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)

＋(半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額)

－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－原材料使用額等－減価償却額

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)

－原材料使用額等

ただし、次の算出方法となる。

- ア 従業者9人以下の事業所は、製造品出荷額等を生産額とし、粗付加価値額を算出している。
- イ 従業者10～29人の事業所は、平成12年(2000年)までは在庫額については、西暦末尾が0、5の年のみ調査したので、それ以外の年は製造品出荷額等を生産額とし、付加価値額の算出にも

生産額の代わりに製造品出荷額等を用いている。

また、平成13年(2001年)以降は在庫額に加えて減価償却額についても、西暦末尾が0、5の年のみ調査することになり、すべての年について、製造品出荷額等を生産額とし、粗付加価値額を算出している。西暦末尾が0、5の年は、付加価値額も算出している。

(8) 有形固定資産

平成24年1年間における数値であり、帳簿価額による。

ア 有形固定資産の年末現在高は、次の算式による。

年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額

イ 有形固定資産の取得額は、土地と土地以外のものにわかれており、土地以外のものとは次のものをいう。

- ・ 建物及び構築物(土木設備、建物付属設備を含む。)
- ・ 機械及び装置(付属設備を含む。)
- ・ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等

ウ 有形固定資産の建設仮勘定の年間増減は、年間増減＝増加額－減少額であり、建設仮勘定の増加額とはこの勘定の借方に加えられた額であり、減少額とはこの勘定から他の勘定に振り替えられた額である。

エ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等である。

オ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(9) 消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税

4 産業分類の表章

産業分類については、「工業統計調査産業分類」に掲げる産業分類別に表章したが、この報告書における略称は以下のとおり。

産業中分類番号	中分類名	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
13	家具・装備品製造業	家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック製品
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革製品
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他製造

- (1) 中分類「18プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、別表のとおりである。
- (2) 日本標準産業分類の改定に伴って、平成20年に「工業統計調査用産業分類」を次のとおり改定しており、平成20年を前の調査年と比較をする場合には注意を要する。
- 平成20年からの改定は次頁の表のとおり。

旧分類（平成 19 年まで）			新分類（平成 20 年から）		
産業 中分類 番号	産 業 名 称		産業 中分類 番号	産 業 名 称	
09	食料品製造業		09	食料品製造業	
10	飲料・たばこ・飼料製造業		10	飲料・たばこ・飼料製造業	
11	繊維工業(衣服, その他の繊維製品を除く)	統合	11	繊維工業	
12	衣服・その他の繊維製品製造業		12	木材・木製品製造業(家具を除く)	
13	木材・木製品製造業(家具を除く)		13	家具・装備品製造業	
14	家具・装備品製造業		14	パルプ・紙・紙加工製造業	
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	一部移設	15	印刷・同関連業	
16	印刷・同関連業		16	化学工業	
17	化学工業	一部移設	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	
19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）		19	ゴム製品製造業	
20	ゴム製品製造業		20	なめし革・同製品・毛皮製造業	
21	なめし革・同製品・毛皮製造業		21	窯業・土石製品製造業	
22	窯業・土石製品製造業	一部移設	22	鉄鋼業	
23	鉄鋼業		23	非鉄金属製造業	
24	非鉄金属製造業		24	金属製品製造業	
25	金属製品製造業		25	はん用機械器具製造業	
26	一般機械器具製造業	分割	26	生産用機械器具製造業	
27	電気機械器具製造業	一部移設	27	業務用機械器具製造業	
28	情報通信機械器具製造業		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29	電子部品・デバイス製造業		29	電気機械器具製造業	
30	輸送用機械器具製造業		30	情報通信機械器具製造業	
31	精密機械器具製造業	分割	31	輸送用機械器具製造業	
32	その他の製造業	一部移設	32	その他の製造業	

5 記号及び注意

- (1) 平成19年調査から、製造業の実態を的確に把握するため調査項目が改正されたことにより、「製造品出荷額等」「付加価値額」及び「原材料使用額等」の数値は、平成18年調査以前の数値と平成19年調査以降の数値とは接続しない。また、平成23年工業統計調査は、経済センサス-活動調査から製造業のみを選出したものであるため、これもまた接続しない。
- (2) 単位未満の数値を四捨五入したため、内訳と総数が一致しないものもある。
- (3) 統計表中の符号の用法は、次のとおりである。
- … 該当数値なし
 - 0.0 … 単位未満
 - △ … マイナスの数値
 - X … 1又は2の事業所に関する数値で個々の報告者の秘密保護のために秘匿した箇所である。
また、3以上の事業所でも1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所はxで表した。

別表 中分類「18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲

分類 番号	製造品名	分類 番号	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具、運動用具
1521	プラスチック製板	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム(乾板を含む)	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき・ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)
2739	目盛りのついた三角定規	3289	洋傘・和傘・同部分品
2741	注射筒	3289	魔法瓶
2744	義歯	3292	看板・標識機
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連商品 (貴金属・宝石性を除く)	3293	パレット
		3294	モデル、模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

(注)「分類」欄について、2桁は中分類番号、3桁は小分類番号、4桁は細分類番号をさす。